

令和7年度第11回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 令和8年2月6日（金） 15時40分開会
16時57分閉会

◇ **開催の場所** 女性第一・第二研修室

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	岡本 尚也
委員	福元 佑子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	鶴田 紋太郎
教育DX担当部長	木田 博	学校整備推進担当部長	岩坪 秀樹
総務課長	藤崎 圭規	桜島学校教育担当課長	徳田 清信
施設課主幹	竇徳 裕介	文化財課長	有村 久美子
美術館副館長	谷口 雄三	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	山元 卓也	学校教育課長	竹下 直大
学校ICT推進センター所長	池田 伸一	保健体育課長	山口 伸一
児童生徒支援課長	吉元 利裕	生涯学習課長	中村 一成
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	圓若 正行	総務課専門員	田島 里美
-------	-------	--------	-------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議案審査順

公開

定第 8 1 号議案 代決処分の承認を求める件

[美術品購入に係る議案についての意見申出について]

定第 8 2 号議案 代決処分の承認を求める件

[鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正に係る議案についての意見申出について]

定第 8 3 号議案 代決処分の承認を求める件

[令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算（第 9 号）（教育委員会関係分）に係る議案についての意見申出について]

定第 8 4 号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

請願令和 7 年度第 1 号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐、下痢、腹痛など）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】

非公開

定第 8 5 号議案 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定に係る議案についての意見に関する件

定第 8 6 号議案 鹿児島市学校給食費に関する条例制定に係る議案についての意見に関する件

定第 8 7 号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正に係る議案についての意見に関する件

定第 8 8 号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

定第 8 9 号議案 令和 8 年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議案についての意見に関する件

報告事項(1) 鹿児島市文化財保存活用地域計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について

報告事項(2) 第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画案について

6 その他

7 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和7年度第11回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 議事に入ります。本日は、前田委員が欠席しておりますが、定足数に達していますので、会議は成立しております。本日の議事日程は、資料の2ページをご覧ください。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と福元委員をお願いいたします。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する9つの議案、1つの請願及び2つの報告事項のうち、定第85号から89号議案、報告事項(1)と(2)は、意思形成過程の案件のため、非公開で傍聴を禁止する取り扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。それでは、公開案件からご審議いただき、後ほど非公開案件の審議をお願いします。傍聴について、委員の皆さんにお諮りします。事務局に確認しますが、本日、傍聴を希望される方はいますか。

事務局(企画調整係長) 傍聴及び撮影を希望される方が1名いらっしゃいます。傍聴希望者の住所及び氏名を読み上げます。

教育長 事務局から傍聴希望者の読み上げがありました。希望者の傍聴及び撮影を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もございませんので、傍聴及び撮影を許可することとします。事務局は傍聴人を入室させてください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 定第81号議案 代決処分の承認を求める件

〔美術品購入に係る議案についての意見申出について〕

承認

教育長 それでは、定第81号議案について美術館副館長、説明をお願いします。

事務局（美術館副館長） 議案綴りの9ページをご覧ください。議案の件名は、美術品購入の件で、提案理由は、美術館に収蔵する絵画1点を購入するについて、議会の議決を求めようとするものです。議案の概要の購入する美術品でございますが、種別はアクリル画、作品名はRED DOTS 1985年制作で、作者名は、草間彌生です。寸法は、縦73.0cm、横61.0cmで数量1点です。購入金額は、税込み9千万円、購入先は、東京都港区六本木六丁目6番9号、株式会社オオタファインアーツで随意契約となります。経緯等ですが、令和6年が会館70周年だったことから、それを記念する美術品の収集を目指してまいりました。7年の9月まで美術品の情報を収集し、その中から館内で検討し、候補作品を選定しました。さらに今年の1月に美術品選定委員会、美術品価格評価を行いそれぞれ適正との評価をいただいております。購入理由は、当館の美術品収集方針に基づき、草間彌生の作品が加わることで、戦後のアメリカ美術の動向を示すことができコレクションの充実を図れるためです。草間彌生は、1958年から73年にかけてニューヨークで活動し絵画や彫刻の制作に必ずパフォーマンスや空間構造を通じて前衛的な作家として高く評価されています。タイトルにあるドットとは、水玉のことですがこれは草間芸術の核心であり、その内面世界や宇宙を象徴するモチーフといえます。本館では過去2回、草間作品を紹介する展覧会を開催し、令和6年には約2万人が来館するなど高い支持を得ているところです。以上で説明を終わります。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

委員 高額な買い物になりますけど草間彌生は本当に有名な作家の1人ですし、それが作品の中に入るといいことかと思いますが、他に鹿児島市立美術館に草間彌生の作品はあるんでしょうか。

事務局（美術館副館長） 寄託品が4点ほどございまして、絵画が1点、彫刻が3点です。寄託品、3年間期限でお預かりしている作品になります。所蔵品としては今回が初めてになります。

教育長 ほかにございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第81号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第82号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正に係る議案についての
意見申出について〕

承認

教育長　　続きまして、定第82号議案について美術館副館長、説明をお願いします。

事務局（美術館副館長）　議案つづりの16ページをご覧ください。議案の件名は、鹿児島市美術品等取得基金条例一部改正の件で、提案理由は、基金の額を改めるとともに、美術品等の取得に伴う基金の処分規定等を設けるものです。議案の概要について1の改正内容ですが、(1)第2条中の3億円を2億円に変更します。(2)基金を処分する規定を追加します。美術品等購入による基金の一部処分の規定になります。(3)処分時の基金の額の増額規定を追加します。積立てが行われた場合の増額規定に新たに処分が行われた場合の減額規定を追加するものです。2の施行日は、公布の日とし先程の購入議案との整合性を図るものです。4の経緯等につきましては、平成21年4月に基金を設置してからその都度予算を確保し、現金を繰入し運用してまいりましたが、令和元年度以降の購入作品の一部約700万円を予算化できず基金の保有動産として開示している状況です。5のその他は、改正前後の基金の比較を図示したものです。以上で説明を終わります。

教育長　　ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員　　先程の件と関係するかもしれませんが、市の財産として美術品を持って展示するというのがどういう意味を持つのか、作品にどういう価値があるのかというのは、それなりの知識や教養が必要になってくると思います。教育委員会の方でしっかりとサポートして、市民の方がこんな価値のあるものがあるんだということを実感できるようにしていただければと思います。

事務局（美術館副館長）　作品については、作品解説あるいは、ギャラリー等できちんとわかりやすく解説するように、理解いただけるように努めていきたいと思っております。

教育長　　大変重要なことだと思います。ほかにごございませんか。

委員　　確認ですが、これまでの仕組みですと今回3億円から9千万円出したので、2.1億円ですけど、その9千万円を一般財源から繰越すということになるんですよね。それを今回の改正によってすぐに充当しないですむということになるんでしょうか。都度どこかで入れていくのか、財政的に余裕があった時に積み立てるのか、そこを教えてください。

事務局（美術館副館長）　現在の財政状況を鑑みまして、3億円を2億円に変更させていただきまして、これ以降は2億円ということで基金を続けていくという形になります。

教育長　　基金の額を減らすということで、補てんはしないということです。

委員　　今回は補填はしないということですよ。2億円から使っていくということは、その時は補てんするということになるわけですね。

事務局（美術館副館長）　これまで基金を創設してから最高額で840万円という作品を購入しております。2億円という額がございましたら遂行できると考えております。

教育長　　基本的には補填していくということです。ほかよろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第 8 2 号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 3 号議案 代決処分の承認を求める件

〔令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算(第 9 号)(教育委員会関係分)に係る議案についての意見申出について〕

承認

教育長 続きまして、定第 8 3 号議案について総務課長、説明をお願いします。

事務局長(総務課長) 議案つづりの 17 ページをお開き下さい。定第 8 3 号議案、代決処分の承認を求める件です。本件は、令和 7 年度鹿児島市一般会計補正予算(第 9 号)中、教育委員会関係分について、市長から教育委員会に意見を求められ、これに同意する旨、教育委員会事務委任等規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、代決しましたので、その承認を求めるものです。20 ページをお願いします。一般会計補正予算(教育委員会関係分)について、歳出予算ですが、表中 1 行目、(款)教育費の補正前の予算額は、196 億 6,144 万円、補正予算額 54 億 9,303 万 6 千円を増額し、補正後 251 億 5,447 万 6 千円とします。ページ右側説明欄に、人件費と記載がある項目は給与改定等による補正です。20 ページの表の上から 2 行目、(項)教育総務費は、1 億 7,745 万 6 千円の増額です。表の下から 2 行目、母校応援ふるさと寄付金事業は当初予算額を上回る寄付があったことによる増です。詳細については後ほどご説明します。表の一番下の学校給食費等管理システム整備事業は、給食費公会計化に伴い公会計化利用者のデータを移管するための手数料を支出することによる増です。詳細については後ほどご説明します。この他事業費の決定見込みによる経費などです。22 ページをお願いします。表の一番上(項)小学校費は、21 億 6,063 万 9 千円の増額です。表の上から 5 行目、学校運営費は、電気・ガス使用量の増等による増です。同様の補正が、23 ページの(項)中学校費、24 ページの(項)高等学校費、25 ページの(項)社会教育費の公民館管理運営費、26 ページの鹿児島市立図書館・科学館施設管理事業です。詳細については後ほどご説明します。22 ページに戻っていただきまして、下から 4 行目以降の校舎・屋体等整備事業、空調設備整備事業、屋内運動場空調設備整備事業は、補助内示見込み等による増です。この他、事業費の決定見込みによる減などです。23 ページをお願いします。表の一番上(項)中学校費は、31 億 2,181 万 3 千円の増額です。下から 5 行目以降の校舎・屋体等整備

事業、空調設備整備事業、校舎建替事業、屋内運動場空調設備整備事業は、補助内示見込みによる増です。この他事業費の決定見込みによる増などです。

24ページをお願いします。表の一番上(項)高等学校費は、6,223万3千円の増額で給与改定による人件費の増の他、事業費の決定見込みによる減などです。その下(項)社会教育費は、2,820万円の減額で事業費の決定見込みによる減などです。26ページをお願いします。表の上から7行目、(項)保健体育費は、90万5千円の減額で、事業費の決定見込みによる減などです。表の下から4行目、(款)災害復旧費のうち教育委員会関係分の補正前の予算額は、7,700万円で、補正予算額5,429万4千円を減額し、補正後は、2,270万6千円となります。表の一番下、学校校庭降灰除去事業は、事業費の決定見込みによる減です。27ページをお願いします。歳入予算ですが、表の上から2行目(項)使用料は、175万8千円の減額で、美術館使用料の減です。表の上から5行目(項)国庫補助金は、14億2,046万9千円の増額で補助内示見込みによる増額です。28ページをお願いします。表の上から5行目(項)委託金は、187万8千円の増額でスクールカウンセラー配置事業交付決定による増です。表の下から3行目(項)寄付金は、266万円の増額で地方創生応援税制寄付金の増です。29ページをお願いします。表の上から2行目(項)雑入は、538万1千円の減額で、美術館特別企画展観覧料等収入の減などです。表の下から9行目(項)市債は、36億1,850万円増額で義務教育施設等整備事業債の増額です。30ページをお願いします。2の繰越明許費ですが、表の1番上(項)小学校費の屋内運動場空調設備整備事業、その下の校舎・屋体等整備事業など計10事業について翌年度に繰越して事業を実施します。3の債務負担行為ですが、小学校費の校舎・屋体等整備事業について債務負担行為を廃止し、中学校費の校舎立替事業について工事延長に伴い債務負担行為期間を2年から3年へ変更します。31ページをお願いします。母校応援ふるさと寄付金事業です。1概要ですが、令和3年度から実施している母校応援ふるさと寄付金について大口の寄附が複数件あったことから、基金に積み立てるための歳出予算を増額するものです。補正予算額は、総額5,117万円で、一般財源で受け入れた寄付金を全額基金に積み立てるものです。なお、令和7年度の市立3高の学校別寄附状況は、表の通りです。

32ページをお願いします。学校給食費等管理システム整備事業です。1の概要ですが、学校事務の円滑化等を図るため、学校給食費等を管理するシステムを市立小・中学校に整備するもので、8年4月からの学校給食費公会計化に伴い口座振替の利用者データを新たなシステムの口座振替サービスへ移管するための手数料を支出するものです。2の補正予算額は、381万9千円です。3の今後のスケジュールは記載のとおりです。33ページをお願いします。学校運営費、図書館・科学館施設管理事業、公民館管理運営費です。1概要ですが、電気・ガス使用料の増額に対応するもので、主な要因は、単価見直し等による電気使用量及び夏場の空調使用量の増によるガス使用料の増額などです。2主な対象経費は、電気使用量は、照明や電化製品、空調で使用する電気使用

料で、プロパンガス及び都市ガス使用料は、学校の教室の空調に使用するガス使用料です。3補正予算額は、1億2,257万7千円で、表の網掛け部分が内訳です。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。

委員 母校応援ふるさと寄付金、商業高校はすごいですね。教育に関わる自由に使えるお金があることはすごく重要だと思いますが、こういうのしたいというイメージーションが同時に育っていかないと、お金があったらできるのに、というのとは逆で、お金がある、どうしようという感じもあるので、学校現場で夢を描いて、こんな夢のようなことできたらいいなというところも同時にやっていかないと、せっかくのお金がいつの間にか使われなくなっていくことにならないように、教育委員会と学校で計画立ててやっていただけたらいいと思います。

教育長 いまいろいろなアイデア、計画があるということで、3校ともどんどん言ってきています。それが実現するかどうかはわかりませんが、いろんなアイデア、計画を持っていると聞いています。正式には来てないのかもしれませんが、聞いてはいますね。

事務局（総務課長） 母校応援ふるさと寄付金については、今回個人の寄付者の方から多額のご寄付をいただけたところです。金額にしてお1人から3,600万という大きな額でいただけております。また、各学校からは、委員もおっしゃっていただきましたように、学校の環境整備や部活動の環境整備など、いろんなことに使いたいという要望を聞いておりますので、学校の要望を聞きながら教育委員会としてどういう予算措置が出来るのか、またそこには寄付者のご意向もございますので、そこも踏まえながら8年度の予算の中にお示ししたいと考えております。

委員 毎年この制度は続くわけですね。

事務局（総務課長） おっしゃるとおりです。寄付金ですので、基金というところに寄付を一旦プールしますので、そこから使っていくことになります。ただ、使う時には予算化して、事業を執行するわけですから、そこはしっかり市の予算として議会にもお示しして執行していくということになっています。

委員 こうやって篤志家の方から寄付金がいただける、その方たちも税額控除になる形での受け入れという仕組みができるのは非常にいいことだと思いますし、これからもどんどん促進していかないといけないと思います。一方で、外部資金を形状経営に使っていくことが続いていいかというのと、例えば必ず外部資金を目標として一億くらいは稼ぎなさいというような、ちょっと曲がってくると思います。いま委員がおっしゃったように、これをもらったから何に使おうか、と一般財源の中に入れるやり方が必ずしもいいかどうか。どちらかというのと、何かの意図でこれ使ってほしいわけですから、生徒のためにとか、部活を強くするためにとか。一般財源で受け入れる形になるのかもしれませんが、特定財源のように、今年この方からいただいた寄付はこのように使われました、と分かりやすく見せていくことが必要だと思います。いつも入ってくるとは限らな

いので、毎年平均すれば1千万円くらい入ってくるから教育費に1千万円計上、となると困ると思います。特別に入ってきた金額ですから特別に使用するべきであって、そこは考えておいた方が、予算削られたみたいになってくる気がします。そうすると学校が同窓会やOB、OGに期待しすぎて、毎回寄付をお願いするという仕組みになってしまうのはあまりいいと思わないです。そのの見せ方を考えた方がいいと思います。

事務局（総務課長） 今回のご寄付いただいた方については、こういった事に使ってほしいという思いを直接聞かせていただきまして、そのことを学校側とも共有してどういったことが出来るのか考えたうえで使うことになっております。本来ならその方の寄付がなければ出来なかった事業になっていると思っております。そういう意味ではその方のご意向に沿った形になると思っております。また、どういったことに使われたのかは、学校からいろんなところでお知らせしながら、使い方については丁寧に説明していきたいと考えております。

教育長 市で整備すべきものは、市でやるということで。ほかにございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第83号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第84号議案 鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件

承認

教育長 続きまして、定第84号議案について文化財課長、説明をお願いします。

事務局（文化財課長） 議案つづりの34ページをご覧ください。定第84号議案、鹿児島市指定文化財の現状変更についての許可の件について、ご説明申し上げます。文化財審議会の答申を受けまして、鹿児島市指定記念物「慈眼寺跡」の現状変更について、鹿児島市文化財保護条例に基づき条件を付して許可しようとするものです。36ページをご覧ください。文化財審議会から諮問に対して、審議を経て条件を付して許可することが適当であると認める旨の答申をいただいております。付されました条件としては、「現状変更に当たっては、申請書の記載事項を遵守すること」、「工事に際しては、鹿児島市教育委員会文化財課職員の立会いを求めること」、「工作物については、景観に配慮し、目立たない色彩とすること」の3点です。37ページが現状変更許可に係る流れを示した図、38ページは設置場所となっております。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第84号議案については、原案どおりとすることでご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりとします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**請願令和7年度第1号 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良
(乳糖不耐、下痢、腹痛など)や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、医師の診断なしでも停止届などで停止できるようにすることを求める請願【継続審議】**

継続審査

教育長 続きまして、前回からの継続審議としております請願令和7年度第1号につきまして、保健体育課長、説明をお願いします。

事務局(保健体育課長) 前回の定例会で、ご質問のありました牛乳の飲用を停止している児童生徒の割合や選択制を導入している東京都多摩市の状況について、ご報告します。本市の調査において、食物アレルギー以外の理由で牛乳の飲用を停止している児童生徒は、提供食数約4万7千食のうち338人の約0.7%です。停止届での飲用停止を実施している多摩市では、提供食数約1万1千食のうち、制度前は停止者が約120人、1%であったのが、制度を導入した後は、3倍程度の330～340人、約3%と増加しております。本市でも多摩市同様、停止者が3倍に増えた場合は、最大約1,000人程度、約2%程度の停止を見込んでおります。また、前回申し上げましたとおり、1月22日に開催されました校長研修会にて、本市における牛乳の飲用を停止している児童生徒数などのほか、停止する際の手続きの状況をお示したうえで、診断書を求めず、停止届のみの対応とした場合の課題等がないか、2月16日までに御意見をくださるよう依頼し、現在その意見を聴取しているところです。2月4日現在、35校の校長からの回答を確認したところですが、意見としては、診断書を求めず停止する場合の課題として、診断書はないとしても、医師の診断は必要と考える、停止届のみでは嗜好、家庭方針、一時的な事情による停止が増える可能性がある、牛乳を含めた栄養管理ができなくなると栄養バランスが崩れ、給食において定められている必要な栄養価等が満たされなくなる、給食での牛乳飲用の意義について保護者に理解を求める場が必要になる、などがあり、また、市として停止の考え方を統一した場合に懸念される点等としては、統一された指針や手続きがあることは、混乱が生じないようにするために大切であるという意見がある一方、統一することにより学校が悩むことが懸念される場合は、他の方法での手続きもあった方がいい、など様々な御意見があるところです。全ての校長からの御意見が届き次第、集計等を行いたいと思います。

また、方針を決めるとなりますと、学校現場が困ることがないように調整も必要になってくるかと考えております。調査結果等をまとめ、それを踏まえた今後の対応については、検討に時間を要しますので、少しお時間をいただき結果がまとまったタイミングで、改めてご報告させていただければと考えております。説明は以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。

委員 どういう方針になるにしても、給食の中になぜ牛乳が入っているのかという説明はやった方がいいと思います。なぜ給食の中に牛乳が入っているかの意味、こういういいことがあるくらいは、説明していてもいいと思います。

事務局（中央学校給食センター所長） このようなことを示していく時には、必ず栄養価に沿って、給食で牛乳が出される意味や、どれだけカルシウムが必要なのかということをしちんと伝えて、その必要性は保護者にもしっかり周知した上で、内容を取り決めるようにしていきたいと考えているところです。

教育長 他にありませんか。今ありましたように、色々な反響、ご意見あるため意見を集約するということです。学校現場の意見も非常に重要だと考えておりますので、今後も調査結果がある程度まとまったタイミングで改めて審議するというのでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議ございませんので、本請願は、継続審査とすることに決定します。

教育長 ほかにありませんか。

（なしの声あり）

教育長 公開案件は以上になります。それでは、これから非公開案件の議案審査に入りますので傍聴人の方はご退席ください。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 5 号議案 義務教育学校の設置に伴う関係条例の整備に関する条例制定に係る議案についての意見に関する件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第86号議案 鹿児島市学校給食費に関する条例制定に係る議案についての意見
に関する件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第87号議案 鹿児島市報酬及び費用弁償条例一部改正に係る議案についての意見
に関する件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第88号議案 鹿児島市職員定数条例一部改正（教育委員会関係分）に係る議案
についての意見に関する件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第89号議案 令和8年度鹿児島市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る議
案についての意見に関する件

【 本 議 案 は 非 公 開 】

原案可決

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(1) 鹿児島市文化財保存活用地域計画（案）に係るパブリックコメント手続の実施について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

報告事項(2) 第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果及び第五次鹿児島市子ども読書活動推進計画案について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

教育長 次回の日程についてご連絡します。今回は、3月7日（土）16時00分から、臨時会を教育総合センター2階 委員会室で、また3月23日（月）は、女性第一・第二研修室で定例会開催を予定しています。以上です。

7 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】